

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

市町名(近江八幡市)

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地					設定する権利							
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 m ²	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
1	株式会社 イカリファーム	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	古川町		1819	田	902	賃借権	水田	R6.9.1	R16.12.31	10年4ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
2	株式会社 イカリファーム	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	若宮町		26	田	1,044	賃借権	水田	R6.9.1	R16.12.31	10年4ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
3	株式会社 イカリファーム	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	若宮町		31	田	1,242	賃借権	水田	R6.9.1	R16.12.31	10年4ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
4	株式会社 イカリファーム	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	若宮町		32-1	田	1,053	賃借権	水田	R6.9.1	R16.12.31	10年4ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
5	株式会社 イカリファーム	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	若宮町		626-1	田	930	賃借権	水田	R6.9.1	R16.12.31	10年4ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
6	株式会社 イカリファーム	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	東横関町		976	田	890	賃借権	水田	R6.9.1	R16.12.31	10年4ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
7	株式会社 イカリファーム	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	東横関町		978	田	866	賃借権	水田	R6.9.1	R16.12.31	10年4ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
8	株式会社 イカリファーム	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	馬淵町		3511	田	945	賃借権	水田	R6.9.1	R16.12.31	10年4ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
9	西川 智祥	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	安土町下豊浦		8423	田	1,030	賃借権	水田	R6.9.1	R16.12.31	10年4ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
10	西川 智祥	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	安土町下豊浦		9060	田	1,656	賃借権	水田	R6.9.1	R16.12.31	10年4ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
11	西川 智祥	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	安土町下豊浦		9378	田	7,233	賃借権	水田	R6.9.1	R16.12.31	10年4ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
12	農事組合法人 上田農薬ファーム	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	上田町		1920	田	3,823	賃借権	水田	R6.9.1	R16.12.31	10年4ヶ月	4,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
13	農事組合法人 上田農薬ファーム	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	上田町		2211	田	3,588	賃借権	水田	R6.9.1	R16.12.31	10年4ヶ月	4,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
14	農事組合法人 上田農薬ファーム	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	上田町		2264	田	2,672	賃借権	水田	R6.9.1	R16.12.31	10年4ヶ月	4,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
15	農事組合法人 多賀ファーム	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	多賀町		815	田	1,109	賃借権	水田	R6.9.1	R16.12.31	10年4ヶ月	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
16	農事組合法人 多賀ファーム	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	多賀町		816	田	1,559	賃借権	水田	R6.9.1	R16.12.31	10年4ヶ月	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
17	株式会社 ファームサポーター	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	安土町桑実寺		911	田	441	賃借権	水田	R6.9.1	R11.12.31	5年4ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
18	株式会社 ファームサポーター	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	安土町桑実寺		912	田	970	賃借権	水田	R6.9.1	R11.12.31	5年4ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
19	岡田 美由紀	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	加茂町		3798	田	2,981	賃借権	水田	R6.9.1	R16.12.31	10年4ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
20	岡田 美由紀	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	加茂町		3837	田	4,998	賃借権	水田	R6.9.1	R16.12.31	10年4ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
21	岡田 美由紀	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	加茂町		3838	田	6,019	賃借権	水田	R6.9.1	R16.12.31	10年4ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
22	田中 恵清	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	津田町		39-1	畑	4,880	賃借権	普通畑	R6.9.1	R24.12.31	18年4ヶ月	11,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃借権又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき